

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	------------------	-----	-----

連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 の 計 算						
連 結 個 別 留 保 税 額 (8) + (9) + (10)	1	円	連 結 留 保 税 額 (別表三の二「8」)	3	円	
各 連 結 法 人 の 連 結 個 別 留 保 税 額 の 合 計 額 (各連結法人の(1)の合計額)	2		連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$	4		
連 結 個 別 留 保 税 額 の 計 算						
年 3,000 万 円 相 当 額 以 下 の 金 額 (23)又は(3,000万円× $\frac{\quad}{12}$)のいずれか少ない金額	5	円	(5) の 10 % 相 当 額	8	円	
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 ((23)-(5)又は(1億円× $\frac{\quad}{12}$)-(5)のいずれか少ない金額)	6		(6) の 15 % 相 当 額	9		
年 1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (23) - (5) - (6)	7		(7) の 20 % 相 当 額	10		
基 準 個 別 留 保 金 額 の 計 算						
当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 の 計 算	個 別 留 保 所 得 金 額 (別表四の二付表「54の②」)	11	住 民 税 額 の 計 算	別表一の二「5」+「7」及び「10の外 書」のうち帰せられる金額	24	円
	連結法人間配当等の当期支払額	12		個 別 所 得 金 額 に 係 る 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額	25	
	連結法人間配当等の当期受取額	13		連結親法人が中小連結親法人以外の場合 (24)+(25)-(別表一の二「12」のうち帰せ られる金額)-別表六の二(二)付表「18」-別 表六の二(十)「19」-別表六の二(十一) 「10」-別表六の二(十二)「19」-別表六の 二(十三)「20」-別表六の二(二十)「19」- 別表六の二(二十一)「20」-別表六の二(二十 五)「25」-別表六の二(二十六)「11」)	26	
	前 期 末 配 当 等 の 額 (連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(15))	14		連結親法人が中小連結親法人の場合 ((24)+(25)-(別表一の二「12」のうち帰せら れる金額)-別表六の二(二)付表「18」-別表六の二(六) 付表「17」-別表六の二(七)付表「11」-別表六の 二(八)付表「6」-別表六の二(十)「19」-別表六 の二(十一)「10」-別表六の二(十二)「19」-別 表六の二(十三)「20」-別表六の二(十六)「12」-別 表六の二(十七)「11」-別表六の二(十八)付表三 「12」+「15」)-別表六の二(二十)「19」-別表六 の二(二十一)「20」-別表六の二(二十二)付表 「6」-別表六の二(二十三)付表「6」-別表六の 二(二十四)「16」-別表六の二(二十五)「25」-別 表六の二(二十六)「11」)	27	
	当 期 末 配 当 等 の 額 (連結法人間配当等の額を除く。)	15		住 民 税 額 (24)又は((26)又は(27))のいずれ か多い金額)×(16.3%又は10.4%)	28	
	連結留保税額及び分配時調整外国税相当額の個別 帰属額並びに(19)がないものとした場合の法人税 及び地方法人税の減少額として帰せられる金額	16		特 定 寄 附 金 を 支 出 し た 場 合 特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×20%	29	
	連結留保税額及び分配時調整外国税相当額の個別 帰属額並びに(19)がないものとした場合の法人税及び 地方法人税の負担額として帰せられる金額から分配 時調整外国税相当額の個別帰属額を控除した金額	17		((26)又は(27))+ (別表一の二 「12」のうち帰せられる金額)+ (別表六の二(二)付表「18」)	30	
	住 民 税 額 (33)	18		調 整 個 別 帰 属 地 方 税 額 に 係 る 控 除 額 ((24)又は(30)のいずれか多い 金額)×(16.3%又は10.4%)	31	
	外国関係会社等に係る個別控除対象 所得税額等相当額 (別表十七(三の十二)「9」)	19		住 民 税 額 から 控 除 さ れ る 金 額 (29)又は(31)のいずれか少ない金額)	32	
	法人税及び地方法人税の負担額等の合計額 (17) + (18) - (19) (マイナスの場合は0)	20		基 準 個 別 留 保 金 額 (21) - (22)	23	
当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 (11) + (14) - (15) + (16) - (20)	21	住 民 税 額 (28) - (32)	33			
留 保 控 除 個 別 帰 属 額 (別表三の二付表三「10」若しくは「34」又は0)	22					

別表三の二付表二 令二・一・一以後終了連結事業年度分